

# 査定減点精算に関するガイドライン

2020年3月31日審査申込み日より適用

<プリウス3年満了返却ケース> ※車種と車齢によって異なる場合があります

	ガイドライン		
	内容	記号表記	損傷点数※
線キズ	40cm程度 手のひら×2程度	A3	30
	上記を超えるもの	A4	40
凹み	サッカーボール大	U3	40
	上記を超えるもの（パネル1/3未満）	U4	50
キズを伴う凹み	サッカーボール大	B3	40
	上記を超えるもの（パネル1/3未満）	B4	50
要塗装	大きな色褪せ、塗装剥がれ 手のひら×2程度	P3	30
	上記を超えるもの	P4	40
板金修理跡	再加修が必要な修理跡	W3	50
外板要交換	1パネル毎	X	70
フロントガラス	1cm以内の割れまたは修理跡	X1	50
	3cm以内の割れまたは修理跡	X2	100
	3cmを超えるもの	X3	100
バンパー	軽微な割れ、破れ（5cm程度）が数か所あるもの	X2	30
	上記を超えるもの	X3	50
幌・スクリーン	20cm程度の切れ、またはその修理跡	X2	30
	上記を超えるもの	X3	50
ミラー	割れ	X	30
ライト	割れ	X	30
内装評価	気になる損傷が複数あるもの	内装評価C	40
	目立つ損傷が複数あるもの	内装評価D	80
	著しく状態の悪いもの、ダッシュ坂、天張り、シートなど 主要部品の交換を要するもの	内装評価E	100
ホイール傷	変形を伴う傷曲がりホイール1本につき	B	20

- ・上記はあくまでガイドラインですので、実際の査定減点請求額は、査定結果に基づきます。  
尚、交換歴及び修復歴は査定減点に加味されませんので、あくまで修理後の内外装の状態を査定させて頂き、精算金を計算致します。
- ・交換歴とは、外板（ドアパネル等）の交換歴を有することです。  
修復歴とは、自動車の車体の骨格部分（フレーム、ルーフパネル等）を損傷し、修復または交換されていることを指します。